

東京都教育委員長 木村 孟 様
東京都教育委員会 教育長 大原 正行様

「君が代」強制に対する不服従による、分限免職・懲戒免職を出さないことを求めます

東京都教育委員会（以下、都教委と言う）は2003年10月23日に、いわゆる「10.23通達」を出し、卒業式・入学式等の「君が代」斉唱の際に、教職員が起立・伴奏をするよう、校長に職務命令を出させ、これまでに430名の従わない教職員を処分してきました。とりわけ一貫して不起立を貫いてきた根津公子さんに対し、06年度から08年度に渡り、不当にも停職6ヶ月処分を繰り返してきました。

都教委が2008年7月15日に出した「分限事由に該当する可能性がある教職員に関する対応指針」は、教職員が情実に左右され、身分保障をいたずらに剥奪される危険をはらんだものであり、見過ごすことはできません。「職務命令に違反する」「懲戒処分を受けたにもかかわらず、再び非違行為を行う」などの事由を並べ、職務命令の違憲・違法性を問うこともなく、「君が代」不起立を続ける根津さんを分限免職にするのではないかと、私たちは危惧します。本来分限処分は懲罰的な意味合いを持たせるべきものではありません。

都教委は、教職員の不起立・不伴奏が「戦前の国家主義教育への反省から生まれた憲法・47年教育基本法に違反する教育」には加担しないという教職員の良心・職責としての行動であることを真摯に受け止め、「君が代」強制に対し、不服従を表す者への懲戒免職や、分限免職を発動しないよう強く求めます。

私たちは以下のことを要求します。

- 1 「10.23通達」を撤回すること
- 2 「10.23通達」に基づく処分を撤回すること
- 3 「君が代」強制に対する不服従で懲戒免職及び分限免職をしないこと

名 前	住 所

年 月

取り扱い団体 東京都公立学校教職員組合
千代田区一ツ橋2-6-2日本教育会館7F
03-5276-1311
東京都障害児学校労働組合
杉並区高円寺北3-26-15-101
03-3223-8616